

令和7年6月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

財政課

## 目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第48号	宇治市市税条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市市税条例	1
議案第50号	宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例	9

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第5条の6 (略) (公示送達)	第1条～第5条の6 (略) (公示送達)
第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>宇治市公告式条例</u>  _____ _____ _____  (昭和26年宇治市条例第1号)第2条第2項ただし書に規定する掲示場に掲示して行う  _____ ものとする。	第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を宇治市公告式条例(昭和26年宇治市条例第1号)第2条第2項ただし書に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの</u> の閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。
第7条 (略) (納税証明事項)	第7条 (略) (納税証明事項)
第8条 <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u>	第8条 <u>施行規則</u>  <u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u>
第9条～第19条 (略) (所得控除)	第9条～第19条 (略) (所得控除)

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第20条 所得割の納稅義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納稅義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第21条～第26条 (略) (市民税の申告)</p> <p>第27条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控</p>	<p>第20条 所得割の納稅義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納稅義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第21条～第26条 (略) (市民税の申告)</p> <p>第27条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
除額(所得割の納稅義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは同条第4項に規定する扶養控除額	除額(所得割の納稅義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、同条第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の2第1項第3号及び第28条の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)については、この限りでない。
2~8 (略)	2~8 (略)
第28条 (略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)	第28条 (略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)
第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」	第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 扶養親族の氏名_____	(3) 扶養親族又は特定親族の氏名_____
(4) (略)	(4) (略)
2~6 (略)  (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)	2~6 (略)  (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)
第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第48条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)_____	第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第48条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において
_____を有する者(以下この条において	

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 扶養親族の氏名_____	(3) 扶養親族又は特定親族の氏名_____
(4) (略)	(4) (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
第29条～第45条 (略) (市民税の減免)	第29条～第45条 (略) (市民税の減免)
第46条 (略)	第46条 (略)
2 市民税の納税者が次の各号の一に____該当し、市長が必要と認める者に対し、当該各号に定める金額を減免する。 (1)・(2) (略) (3) 勤労学生にして前年の合計所得金額が <u>700,000円</u> 以下の者 税額の全部 (4) 勤労学生にして前年の合計所得金額が <u>700,000円</u> を超える <u>750,000円</u> 以下の者 税額の10分の3相当額	2 市民税の納税者が次の各号の <u>いずれか</u> に該当し、市長が必要と認める者に対し、当該各号に定める金額を減免する。 (1)・(2) (略) (3) 勤労学生にして前年の合計所得金額が <u>800,000円</u> 以下の者 税額の全部 (4) 勤労学生にして前年の合計所得金額が <u>800,000円</u> を超える <u>850,000円</u> 以下の者 税額の10分の3相当額

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>3～5 (略)</p> <p>第47条～第145条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第21条の8 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>3～5 (略)</p> <p>第47条～第145条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第21条の8 (略)</p> <p><u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u></p> <p><u>第21条の9 令和8年4月1日以後に第99条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第99条第1号才に掲げる加熱式たばこをいい、第100条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第101条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第99条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定す</u></p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
	<p>るものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法</p> <p>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法</p> <p>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、壳渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第100条の2の規定により製造たば</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
第22条～第30条 (略)	<p><u>ことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第100条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目るもの</u></p> <p>第22条～第30条 (略)</p>

宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条・第1条の2 (略) (経営の基本)	第1条・第1条の2 (略) (経営の基本)
第2条 (略)	第2条 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)
5 下水道事業の排水区域面積は、 <u>2,427ヘクタール</u> とする。	5 下水道事業の排水区域面積は、 <u>2,445ヘクタール</u> とする。
6 下水道事業の排水区域人口は、 <u>179,140人</u> とする。	6 下水道事業の排水区域人口は、 <u>177,787人</u> とする。
第3条～第6条 (略)	第3条～第6条 (略)